

管理監督者性が肯定された裁判例

	職務内容・権限・責任等	勤務態様・労働時間管理の状況	待遇
<p>姪浜タクシー事件 福岡地裁 平成19年4月26日</p>	<p>(業種) タクシー会社 (肩書) 営業部次長</p> <p>多数の乗務員を直接に指導・監督する立場にあり、乗務員の募集についても、面接に携わりその採否に重要な役割を果たしている。 その他、会社の取締役や主要な従業員の出席する経営協議会のメンバーであった。 また、専務に代わり、会社の代表として(外部の)会議等へ出席していた。</p>	<p>出退勤時間についても、多忙なため自由になる時間は少なかったが、唯一の上司というべき専務から何ら指示を受けておらず、会社への連絡だけで外出先から帰宅することができる状況にあったなど、特段の制限を受けていなかった。</p>	<p>基本給及び役務給を含めて700万円余の報酬を得ており、従業員の中では最高額であった。</p>
<p>センチュリー・オート事件 東京地裁 平成19年3月22日</p>	<p>(業種) 自動車の修理、整備点検、損害保険代理業等 (肩書) 営業部長</p> <p>営業部に所属する従業員の出欠勤の調整、出勤表の作成、出退勤の管理といった管理業務を担当し、経営会議やリーダー会議にメンバーとして出席していた。 最終的な人事権はないが、営業部に関しては代表者の人事権行使にあたり、部門長として意向が反映され、手続き、判断の過程に関与が求められていた。</p>	<p>出退勤の際、タイムカードで打刻していたが、遅刻・早退等を理由に基本給が減額されることはなかった。</p>	<p>代表者と工場長の2名に次ぐ高い金額</p>
<p>日本プレジデントクラブ事件 東京地裁 昭和63年4月27日</p>	<p>(業種) 旅行を目的とする会員制クラブの運営を業者 年間売上げ約13億円、社員4～5名のほか、数名のアルバイト (肩書) 総務局次長</p> <p>経理のみならず、人事、庶務全般に及ぶ事務を管掌することを委ねられた。</p>	<p>入社半月後からの1か月で、休日出勤4日、時間外労働84時間50分、深夜労働13時間10分</p>	<p>基本給 年齢給 15万800円 職能給 7万9,600円 手当 役職手当 3万円 職務手当 5万円 家族手当 2万円</p>
<p>徳州会事件 大阪地裁 昭和62年3月31日</p>	<p>(業種) 医療法人 (肩書) 人事第2課長</p> <p>主たる職務内容は、看護師の募集業務全般であり、責任者として、自己の判断で看護師の求人・募集のための業務計画、出張等の行動計画を立案し、これを実施する権限が与えられ、その遂行にあたって、必要に応じて、本部及び各病院の人事関係職員を指揮、命令する権限も与えられていた。看護師募集業務の遂行にあたり、一般の看護師には、自己の調査・判断によりその採否を決定し、採用を決定した看護婦には、自己の裁量と判断で、各地の病院にその配置を決定する人事上の権限まで、与えられ、婦長クラスの看護婦についても、その採否・配置等の人事上の最終的な決定は理事長に委ねられていたが、その決定手続に意見を具申する等深くかかわってきた。</p>	<p>勤務日の各出退勤時刻についてタイムカードを刻印するよう義務づけられていたが、これは給与計算上の便宜に過ぎず、出勤日における実際の労働時間は、本人の責任と判断でその自由裁量で決定できた。</p>	<p>給与面でも課長職として処遇され、その役職に相応する手当として、責任手当(3万円)が支給されていた。 本人の担当する職務の特殊性から、夜間・休日等の時間外労働の発生が見込まれたため、包括的な時間外手当として、実際の時間外労働の有無・長短に関わりなく、特別調整手当(5万円)が支給されていた。</p>